

○丹波篠山市防災協力事業所登録制度実施要綱

平成18年8月28日

要綱第51号

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時において事業所等が保有する資源の提供等により防災活動への協力を申し出た事業所等を登録し、公表することにより、官民一体となった災害対応能力の強化を図るとともに迅速な被災者救援活動を展開することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業所等 市内に店舗、工場、事務所等を有するもの及び市内に活動拠点を置く団体（NPO法人及びボランティア団体を含む。）をいい、法人格の有無を問わない。

(2) 資源 資機材、不動産、設備、物品、人材（労務）等をいう。

(登録手続)

第3条 登録しようとする事業所等は、防災協力事業所登録届（様式第1号）により市長に申し出るものとする。登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 市長は、前項の規定により申し出たものに対し、登録証（様式第2号）及び掲示用標識を交付するものとする。

(防災協力事業所の公表)

第4条 市長は、防災協力事業所として登録した事業所等（以下「登録事業所」という。）の名称及び所在地等を公表することができる。

2 登録事業所は、掲示用標識を市民等に分かりやすい場所に掲示するものとする。

(市の防災事業との連携)

第5条 登録事業所は、登録した協力内容に加え市が実施する防災事業との連携をはじめ、可能な範囲で自発的かつ積極的な防災・減災活動を行うものとする。

2 登録事業所は、前項の規定に基づき平常時、次の各号に掲げる取り組みに努めるものとする。

(1) 市民、顧客及び従業員への防災に関する意識啓発のための取り組み

(2) 防災関連物品の販売等

(3) 防災訓練、研修等への参加

(4) その他この要綱の目的を実現するための取り組み

3 登録事業所は、第1項の規定に基づき災害時、次の各号に掲げる取り組みに努めるものとする。

- (1) 登録した資源及びその他の提供可能な資源の提供
- (2) 取扱商品の適正価格での販売及び供給の安定化に努めること。
- (3) 適正単価による労務提供
- (4) その他この要綱の目的を実現するための取り組み
(災害時の協力)

第6条 市長は、登録事業所の登録資源情報をもとに、被災者救援の協力を要請することができる。

2 登録事業所は、市長から前項に基づく要請があった場合、最大限に被災者救援等の活動を展開するものとする。

(情報提供)

第7条 市長は、登録事業所に対し防災活動に必要な情報を適宜提供するものとする。

(災害補償)

第8条 登録事業所は、市長の要請に基づく活動中に従業員等が負傷したときは、直ちに事故発生状況等報告書(様式第3号)により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたとき、原則として丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例(平成11年篠山市条例第211号)に基づき補償するものとする。

(登録の取り消し)

第9条 事業所等は、事業の停止等により災害時の防災活動等への協力が困難となった場合には、速やかに市長に対して、登録の取り消しを申し出るとともに、掲示用標識を返却しなければならない。

2 市長は、登録事業所が第5条に定める取り組みができなくなった場合、その他、防災協力事業所としてふさわしくないと認められる場合は、その登録を取り消し掲示用標識の返却を求めることができる。

(連絡協議会の設置)

第10条 市長は、市及び登録事業所等相互の連携強化、情報交換及び連絡調整を図るため、連絡協議会を設置することができる。

第11条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

防災協力事業所登録届(新規・変更)

事業所等名称

代表者名

印

事業所又は団体名称	フリガナ			
業種又は活動内容				
従業者数又は会員数	人 (うち、正規従業員 人、パート・アルバイト 人)			
所在地又は活動拠点	〒 丹波篠山市			
電話番号	079—	FAX番号	079—	
E-MAIL				
URL				
代表者職名及び氏名	職名		氏名	フリガナ
担当部署及び担当者	部署名		担当者名	フリガナ
協力要請連絡先	第1順位	フリガナ	自宅	
			携帯電話	
	第2順位	フリガナ	自宅	
			携帯電話	
	第3順位	フリガナ	自宅	
			携帯電話	
協力内容	ア 人的協力・物品協力共に行う。 イ 人的協力は行うが、物品協力は行わない。 ウ 物品協力は行うが、人的協力は行わない。			
対価の有無	ア 無償協力 イ 有償協力(適正価格での提供) ウ 状況に応じ変化			
市ホームページでの公表	ア 希望する イ 希望しない			

人 的 協 力				
協力可能人数	人程度			
活動内容				
うち、有資格者 (建築士、クレーン運転士、アマチュア無線技士、医師(内・外・歯など)、助産師、介護福祉士、保健師、調理師などの国家資格、公的資格、民間資格取得者があれば記入。)	資格名称	活 動 内 容	人数	

物 品 協 力

分類	品名	○印	数量等	品名	○印	数量等
食 品	おにぎり			カップラーメン		
	ペットボトル飲料			レトルト食品		
	米			パン		
	菓子類					
	その他		品名()数量()			
施設・場所 (避難所、 仮設住宅用地 など)	宿泊施設			ホール		
	アパート等			駐車場		
	倉庫			空き地		
	その他		品名()数量()			
建設重機・ 車両等	ショベルカー			クレーン・レッカー		
	ブルドーザー			トラック		
	バス			タンクローリー・給水車		
	ライトパン					
	その他		品名()数量()			
仮 設 物	仮設トイレ			仮設住宅		
	仮設風呂			発電機		
	その他		品名()数量()			
医 薬 品・ 衛 生 材 料・ 介 護 用 品	家庭用医薬品			医療用医薬品		
	医療機器			担架		
	車椅子			介護用品		
	医療・介護用ペット			眼鏡・コンタクトレンズ		
	生理用品			紙おむつ		
	歯ブラシ・歯磨き粉					
その他		品名()数量()				
家庭電気製品	テレビ			ラジオ		
	パソコン			照明器具		
	電気・ガスコンロ			電気ポット		
	冷蔵庫			洗濯機		
	電子レンジ			扇風機		
	エアコン			電話機		
	懐中電灯			ストーブ・ファンヒーター		
	電子ジャー			乾電池		
	その他		品名()数量()			
寝 具	布団			毛布		
	枕			ベット		
	その他		品名()数量()			
衣 類 ・ 身 の 回 り 品	紳士衣料品			婦人衣料品		
	子供・ベビー衣料			雨具・雨合羽		
	タオル			軍手		

	靴・はき物		防寒着		
	その他	品名()	数量()		
アウトドア 用 品	テント		寝袋		
	ランタン		ガスコンロ		
	ボート		自転車		
	その他	品名()	数量()		
日 用 品	大工道具		リヤカー		
	ペット用品		燃料(灯油ガソリン等)		
	スコップ		防塵マスク		
	その他	品名()	数量()		
学 用 品	文房具		教科書		
	かばん				
	その他	品名()	数量()		
その他		品名()	数量()		
		品名()	数量()		
		品名()	数量()		
		品名()	数量()		

様式第2号(第3条関係)

第 号

登 録 証

貴 は、丹波篠山市防災協力事業所として登録されていることを証します。

年 月 日

丹波篠山市長

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

事故等発生状況報告書

丹波篠山市長 様

所在地
名称
代表者名 印

事故の発生状況等は下記のとおりですので報告します。

記

発生日時	年 月 日() 午前・午後 時 分		
場 所			
負傷者名等	氏 名	フリガナ	生 年 月 日
			年 月 日(歳)
	住 所		
	電話番号		
事 故 発 生 状 況			
治療病院等	病院名 :	治療費 :	円
	薬局名 :	薬剤費 :	円
通 院 日	初診 : 年 月 日 その後の通院状況 :		
傷 病 名			

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第8条関係)